

伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、伊万里市の商業活性化を図るため、まちなかの持続的な賑わい創出に資することを目的として、伊万里市が別に指定する区域内において、空き店舗等を購入し、又は賃借して出店する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）、佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月22日付け経第2077号佐賀県産業労働部経営支援課長通知。以下「県要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 元の店舗が閉鎖し、営業する者が決まっていない状態の店舗、所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの店舗又は店舗として活用することが可能な者のいない住居又は倉庫をいう。
- (2) 空き店舗等改装費 新規出店に必要な空き店舗等の改装に係る経費をいう。
ただし、建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産を除く。
- (3) 備品購入費 空き店舗等を活用して新規出店するために必要な備品の購入費をいう。
- (4) 移住起業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 3年以上佐賀県外（以下「県外」という。）に居住していた者で、この補助金の交付決定した日の属する年度の前年度4月1日（以下「前年度基準日」という。）以降に県外から伊万里市内（以下「市内」という。）に住居を移した者（原則として住民票の異動日が前年度基準日以降である者）

イ 県外で培った知識及び経験等を活かして市内移住後に市内の空き店舗等で新規店舗を出店する者

ウ 県外における店舗運営や経営等の実務経験者又はそれと同等の経験を有すると判断される者

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き店舗等を購入し、又は賃借して新規出店する個人、団体又は法人であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 出店しようとする空き店舗等において、深夜酒類提供飲食店営業以外の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者

イ 出店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合に、当該資格、許可等を有していない者

ウ 出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者

エ 出店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族

オ 出店しようとする空き店舗等の購入元の3親等以内の親族

カ 週末のみ営業等の部分営業の店舗を出店しようとする者

キ 県外に本店のあるフランチャイズチェーン店等を出店しようとする者

ク 県内の既存店舗を閉店し、その後3年以内に新たに出新店しようとする者（やむを得ない事情があると市長が認める者を除く。）

- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 補助対象経費として明確に区分できない経費
- (2) 空き店舗等が住居を兼ねる場合は、店舗に利用する部分と住居に利用される部分について、明確に区分できない部分に要する経費
- (3) 他の補助金等の交付対象となる経費
- (4) 補助金の交付決定前に要した経費
- (5) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (6) その他市長が不適当と認める経費

2 前項により算出した補助金額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、規則、県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、市内企業と契約するように努めること。ただし、市外企業との契約締結が望ましい場合は、県内企業と契約するように努めること。
- (3) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更を及ぼさない場合において、補助対象経費の30%以内の変更である場合又は補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補

助事業完了後 5 年間保管すること。

- (7) 補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情の変更により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合など、特別な必要が生じたときは、市長が補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (8) 補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがあること。
- (9) 補助金の交付決定後、補助事業者が第 3 条に規定する要件を満たさないことが判明したときは、前号の規定を準用する。
- (10) 補助事業の完了後、出店後の店舗での営業の様子を市へ提供し、その公表に協力すること。
- (11) 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、様式第 11 号により経営状況について市へ報告すること。
- (12) 補助事業者は、補助事業により取得した器具、備品その他これらに類する財産（以下「取得財産等」という。）のうち、1 件当たりの価格が税抜 10 万円以上のものについて、様式第 12 号に定める取得財産等管理台帳を備え、管理すること。

（決定の通知）

第 7 条 規則第 6 条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第 2 号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 7 条に規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日から 10 日間とする。

（補助事業の変更）

第 9 条 規則第 8 条第 1 項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。

2 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条に規定する事業遂行状況報告書は、様式第5号のとおりとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は、別に定める。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の返還)

第14条 規則第17条に規定する補助金等返還命令書は、様式第9号のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第18条に規定する財産は、それぞれ1件当たりの取得価格が税抜10万円以上の取得財産等とする。

2 規則第18条ただし書きの規定による財産処分の制限とする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第10号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和8年告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和8年告示第162号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
移住起業者 向け改装費 補助事業	空き店舗等改装費 ※建物に付帯するものを 対象とし、備品等の動産 は含まない。	補助対象経費の2／3 以内とする。	1 補助事業者に つき1, 500 千円を限度とす る。
移住起業者 以外改装費 補助事業	空き店舗等改装費 ※建物に付帯するものを 対象とし、備品等の動産 は含まない。	補助対象経費の2／3 以内とする。	1 補助事業者に つき1, 000 千円を限度とす る。
備品購入費 補助事業	備品購入費 ※建物に付帯するもの以 外のものの購入費（設置 費用含む。）のうち、1 件当たりの取得価格が5 万円以上のもの	補助対象経費の2／3 以内とする。	1 補助事業者に つき1, 000 千円を限度とす る。